

第 33 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設	阿蘇郡南阿蘇村久石2807番地	みなみあそ観光局 ・あそ望の郷共同体 代表者 一般社団法人みなみあそ観光局 代表理事 丸野健一郎	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例（令和4年熊本県条例第38号）第13条第1項の規定に基づき、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。